

令和5年8月

飯田市議会第3回定例会議案

令和5年飯田市議会第3回定例会議案目次

(8月30日提出分)

報告第21号	専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）
報告第22号	健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
議案第69号	教育委員会の委員の任命について
議案第70号	飯田市空家等の適正な管理及び活用に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第71号	飯田市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第72号	飯田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
議案第73号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について
議案第74号	工事請負契約の締結について（かぐらの湯新規源泉掘削工事）
議案第75号	市道路線の廃止について
議案第76号	市道路線の変更について
議案第77号	令和4年度飯田市水道事業剰余金の処分について
議案第78号	令和4年度飯田市下水道事業剰余金の処分について
議案第79号	令和5年度飯田市一般会計補正予算（第4号）案
議案第80号	令和5年度飯田市介護保険特別会計補正予算（第1号）案
議案第81号	令和4年度飯田市一般会計歳入歳出決算認定について
議案第82号	令和4年度飯田市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
議案第83号	令和4年度飯田市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
議案第84号	令和4年度飯田市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
議案第85号	令和4年度飯田市地方卸売市場事業特別会計歳入歳出決算認定について

議案第86号	令和4年度飯田市駐車場事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案第87号	令和4年度飯田市墓地事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案第88号	令和4年度飯田市介護老人保健施設事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案第89号	令和4年度飯田市ケーブルテレビ放送事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案第90号	令和4年度飯田市病院事業決算認定について
議案第91号	令和4年度飯田市水道事業決算認定について
議案第92号	令和4年度飯田市下水道事業決算認定について
議案第93号	令和4年度飯田市各財産区会計歳入歳出決算認定について

報告第21号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている下記事項について専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和5年8月30日報告

飯田市長 佐藤 健

記

専決第8号 損害賠償の額を定めることについて

報告第21号2

専決第8号

損害賠償の額を定めることについて

下記のとおり道路管理の^{かし}瑕疵による損害を賠償する。

令和5年6月2日専決

飯田市長 佐藤 健

記

1 相手方 飯田市内在住者

2 事故の概要

令和5年3月3日午前8時15分頃、飯田市大瀬木603番4付近の市道伊賀良376号線において、当該市道に敷設されている側溝の蓋が、相手方が所有する普通乗用自動車が通過した際に跳ね上がり、当該車両の左側のフロントドア及び前輪のホイールを破損する損害を与えた。

3 損害賠償額 265,969円

報告第22号

健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項及び第22条第1項の規定により、健全化判断比率及び資金不足比率を、別紙のとおり報告する。

令和5年8月30日報告

飯田市長 佐藤 健

(別紙)

1 健全化判断比率

(単位：%)

実質赤字比率	— (11.93)
連結実質赤字比率	— (16.93)
実質公債費比率	7.6 (25.0)
将来負担比率	8.8 (350.0)

(備考) 1 「—」は、実質赤字額、連結実質赤字額又は将来負担額がないことを示す。
2 括弧内の数値は早期健全化基準

2 資金不足比率

(単位：%)

特別会計の名称	資金不足比率
地方卸売市場事業特別会計	— (20.0)
病院事業会計	— (20.0)
水道事業会計	— (20.0)
下水道事業会計	— (20.0)

(備考) 1 「—」は、資金の不足額がないことを示す。
2 括弧内の数値は経営健全化基準

議案第69号

教育委員会の委員の任命について

下記の者を、飯田市教育委員会の委員に任命したいから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第2項の規定により、議会の同意を求める。

令和5年8月30日提出

飯田市長 佐藤 健

記

飯田市内在住 林 綾子

議案第70号

飯田市空家等の適正な管理及び活用に関する条例の一部を改正する
条例の制定について

飯田市空家等の適正な管理及び活用に関する条例の一部を改正する条例を下記のとおり制定する。

令和5年8月30日提出

飯田市長 佐藤 健

記

飯田市空家等の適正な管理及び活用に関する条例の一部を改正する条例
(案)

飯田市空家等の適正な管理及び活用に関する条例（平成27年飯田市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号を次のように改める。

(3) 管理不全空家等 法第13条第1項に規定する管理不全空家等であつて、市の区域に所在するものをいう。

第2条第4号中「第3条」を「第5条」に改め、同条第8号中「第6条第2項第5号」を「第7条第2項第5号」に改める。

第3条第1項中「第6条第1項」を「第7条第1項」に改める。

第4条中「準特定空家等」を「管理不全空家等」に改める。

第7条を削る。

第8条第1項中「著しく保安上危険となるおそれのある状態にある」を「公共安全を確保するため緊急に措置を講ずる必要があると認める」に、「第2条第3号アに規定する状態にある準特定空家等」を「所有者等が不明な管理不全空家等」に、「「空家等」」を「「対象空家等」」に、「公共安全を確保するため緊急の必要があり、かつ、その実施」を「当該措置を講ずること」に改め、同条第3項中「空家等」を「対象空家等」に改め、同条第4項中「過失がなく空家等」を「対象空家等」に、「、前項」を「、同項」に改め、同条を第7条とする。

第9条を削り、第10条を第8条とし、第11条を第9条とし、第12条を第10条とする。

第13条第1項中「第7条第1項」を「第8条第1項」に、「第14条第3項」を「第22条第3項」に改め、同条を第11条とする。

第14条第2項中「準特定空家等」を「管理不全空家等」に改め、同条を第12条とする。

第15条を第13条とする。

附 則

この条例は、空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律（令和5年法律第50号）附則第1条本文の政令で定める日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

議案第71号

飯田市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について

飯田市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例を下記のとおり制定する。

令和5年8月30日提出

飯田市長 佐藤 健

記

飯田市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例（案）

飯田市印鑑の登録及び証明に関する条例（昭和50年飯田市条例第42号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「、前項」を「、同項」に、「第9条第2項」を「第9条第3項」に改める。

第9条第3項を削り、同条第2項中「ときは、印鑑登録証」の次に「又は住民基本台帳カード若しくは個人番号カード（以下この項においてこれらを総称して「印鑑登録証等」という。）に記載されている事項」を、「登録事項と」の次に「当該申請の内容を」を加え、「印鑑登録証を」を「印鑑登録証等を」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、登録を受けている者は、印鑑登録証に代えて、住民基本台帳カード（本人の写真を貼付したものに限り。次項において同じ。）又は個人番号カードを添えて申請することができる。

第9条第4項を次のように改める。

4 第1項の規定にかかわらず、登録を受けている者は、個人番号カード（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第22条第7項の規定により同条第1項の個人番号カード用利用者証明用電子証明書が記録されているものに限る。）又は移動端末設備（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第12条の2第4項第2号ロに規定する移動端末設備であって電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第35条の2第7項の規定により同条第1項の移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録されているものに限る。）を用いて、電子情報処理組織（飯田市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成19年飯田市条例第52号）第3条第1項に規定するものをいう。）を使用する方法により、印鑑登録証明書の交付を申請し、その交付を受けることができる。

第12条第3号中「第11条第1項」を「前条第1項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において、市長が規則で定める日から施行する。

議案第72号

飯田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する
基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

飯田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を
改正する条例を下記のとおり制定する。

令和5年8月30日提出

飯田市長 佐藤 健

記

飯田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準
を定める条例の一部を改正する条例（案）

飯田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成
26年飯田市条例第51号）の一部を次のように改正する。

第16条第1項第2号中「同条第11項」を「同条第10項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第73号

辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について

辺地に係る公共的施設の総合整備計画を別紙のとおり変更したいから、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和37年法律第88号）第3条第8項において準用する同条第1項の規定により、議会の議決を求める。

令和5年8月30日提出

飯田市長 佐藤 健

(別紙)

総合整備計画書(案)

長野県飯田市上村 ^{しもぐり} 下栗辺地
(辺地の人口 85人 面積 21.3km²)

1 辺地の概況

- (1) 辺地を構成する町又は字の名称 上村
(2) 地域の中心の位置 飯田市上村下栗1151番地
(3) 辺地度数 174点

2 公共的施設の整備を必要とする事情

下栗辺地は、市中心部から東端に位置し、その中心地は市役所から約30km離れた場所にあり、南は飯田市南信濃地区と境を接している。面積の大半は山林原野であり、急斜面に僅かな耕地と人家が点在している地域である。

古くは農林業が主な産業であったが、現在は林業等の衰退が進んでおり、その担い手は主に高齢者である。若年層は市中心部の企業等へ片道約1時間かけて通勤している。

南アルプスを眼前にした雄大な眺望や急傾斜地に耕地が広がる景観を目当てに県外からも多くの観光客が訪れるが、地区内の道路は地域住民の生活道路としても十分に整備されているとはいえない状況にある。このことから、市内の他地域と比較して日常生活や産業振興を支える道路環境は低い整備水準にあるといえる。

市道上村25号線及び150号線は、下栗辺地の重要な生活道路であり、上村3号線を経由し、上村自治振興センター及び上村小学校等の公共施設が集中する地域の中心部へアクセスする道路である。山間地を通る路線であるため狭あいカーブが多く、地区住民のみならず観光客等の車両が脱輪するなどの事象が頻繁に発生しているため、当路線の改良を行うことにより、地域の中心部及び他地区への通行の安全を確保し、利用者の利便性の向上を図る。

3 公共的施設の整備計画

- (1) 変更前 令和4年度から令和6年度まで 3年間

(単位：千円)

施設名	事業主体	区分			
		事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業 債の予定額
			特定財源	一般財源	
市道上村25号線	飯田市	30,000		30,000	30,000
市道上村150号線	飯田市	10,000		10,000	10,000
合計		40,000		40,000	40,000

(2) 変更後 令和4年度から令和8年度まで 5年間

(単位：千円)

施設名	事業主体	区 分			
		事業費	財 源 内 訳		一般財源のうち ち辺地対策事 業債の予定額
			特定財源	一般財源	
市道上村25号線	飯田市	30,000		30,000	30,000
市道上村150号線	飯田市	25,000		25,000	25,000
合 計		55,000		55,000	55,000

議案第74号

工事請負契約の締結について（かぐらの湯新規源泉掘削工事）

かぐらの湯新規源泉掘削工事請負契約を下記のとおり締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年飯田市条例第53号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

令和5年8月30日提出

飯田市長 佐藤 健

記

- 1 契約の目的 令和5・6・7年度かぐらの湯新規源泉掘削工事
飯田市南信濃和田2509番地1
- 2 契約の方法 一般競争入札による契約
- 3 契約の金額 220,000,000円
- 4 契約相手方 長野県松本市双葉6番1号
株式会社サクセン
代表取締役 高橋 作夫

議案第75号

市道路線の廃止について

下記の市道路線を廃止するため、道路法（昭和27年法律第180号）第10条第3項において準用する同法第8条第2項の規定により、議会の議決を求める。

令和5年8月30日提出

飯田市長 佐藤 健

記

整理 番号	路 線 名	起 点			重要な経過地
		終 点			
1	松尾140号線	飯田市毛賀	974 番	地先から	
		飯田市毛賀	957 番	地先まで	
2	松尾141号線	飯田市毛賀	963 番	地先から	
		飯田市毛賀	966 番	地先まで	

議案第76号

市道路線の変更について

下記の市道路線を変更するため、道路法（昭和27年法律第180号）第10条第3項において準用する同法第8条第2項の規定により、議会の議決を求める。

令和5年8月30日提出

飯田市長 佐藤 健

記

整理 番号	路 線 名	旧 新	起 点				重要な経過地
			終 点				
1	松尾136号線	旧	飯田市毛賀	810 番	1	地先から	
			飯田市毛賀	962 番	2	地先まで	
		新	飯田市毛賀	810 番	3	地先から	
			飯田市毛賀	983 番	2	地先まで	
2	伊賀良313号線	旧	飯田市大瀬木	3511 番	2	地先から	
			飯田市大瀬木	3510 番	2	地先まで	
		新	飯田市大瀬木	3511 番	6	地先から	
			飯田市大瀬木	3510 番	2	地先まで	

議案第77号

令和4年度飯田市水道事業剰余金の処分について

令和4年度飯田市水道事業剰余金について、別紙のとおり処分したいから、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第32条第2項及び第3項の規定により、議会の議決を求める。

令和5年8月30日提出

飯田市長 佐藤 健

(別紙)

令和4年度飯田市水道事業剰余金処分計算書(案)

(単位:円)

	資本金	資本剰余金	利益剰余金			
			減債積立金	建設改良積立金	未処分利益剰余金	利益剰余金合計
当年度 末残高	11,182,813,215	534,052,589	1,389,252,947	150,000,000	225,184,273	1,764,437,220
議会の 議決に よる処 分額	140,742,974	0	84,441,299	0	△225,184,273	△140,742,974
資本 金へ の組 入れ	140,742,974	0	0	0	△140,742,974	△140,742,974
減債 積立 金の 積立	0	0	84,441,299	0	△84,441,299	0
処分後 残高	11,323,556,189	534,052,589	1,473,694,246	150,000,000	(繰越利益剰余金) 0	1,623,694,246

議案第78号

令和4年度飯田市下水道事業剰余金の処分について

令和4年度飯田市下水道事業剰余金について、別紙のとおり処分したいから、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第32条第2項及び第3項の規定により、議会の議決を求める。

令和5年8月30日提出

飯田市長 佐藤 健

(別紙)

令和4年度飯田市下水道事業剰余金処分計算書(案)

(単位:円)

	資本金	資本剰余金	利益剰余金		
			減債積立金	未処分利益剰余金	利益剰余金合計
当年度 末残高	3,505,649,306	783,542,267	460,917,743	453,047,218	913,964,961
議会の 議決に よる処 分額	0	0	453,047,218	△ 453,047,218	0
減債 積立 金の 積立	0	0	453,047,218	△ 453,047,218	0
処分後 残高	3,505,649,306	783,542,267	913,964,961	(繰越利益剰余金) 0	913,964,961

令和5年度飯田市一般会計補正予算（第4号）案

令和5年度飯田市の一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ520,642千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ52,083,578千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

令和5年8月30日提出

飯田市長 佐藤 健

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項
14 国庫支出金	2 国庫補助金
15 県支出金	2 県補助金
	3 委託金
17 寄附金	1 寄附金
18 繰入金	2 基金繰入金
19 繰越金	1 繰越金
20 諸収入	5 雑入
21 市債	1 市債
歳入合計	

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
8,451,297	58,210	8,509,507
3,029,384	58,210	3,087,594
3,220,278	316,599	3,536,877
952,575	316,548	1,269,123
253,027	51	253,078
460,200	4,068	464,268
460,200	4,068	464,268
1,633,931	53,700	1,687,631
1,584,325	53,700	1,638,025
516,108	6,869	522,977
516,108	6,869	522,977
2,380,300	11,096	2,391,396
553,859	11,096	564,955
4,641,000	70,100	4,711,100
4,641,000	70,100	4,711,100
51,562,936	520,642	52,083,578

歳 出

款	項
1 議会費	
	1 議会費
2 総務費	
	2 徴税費
3 民生費	
	1 社会福祉費
	2 児童福祉費
4 衛生費	
	2 清掃費
5 労働費	
	1 労働諸費
6 農林水産業費	
	1 農業費
	2 林業費
7 商工費	
	1 商工費
8 土木費	
	3 河川費
	4 都市計画費
10 教育費	
	1 教育総務費
	2 小学校費
	5 社会教育費
	6 保健体育費
11 災害復旧費	
	4 観光施設災害復旧費
13 諸支出金	

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
273,327	165	273,492
273,327	165	273,492
5,944,391	20,000	5,964,391
480,609	20,000	500,609
16,929,369	354,870	17,284,239
8,285,844	290,691	8,576,535
7,601,626	64,179	7,665,805
5,829,027	6,723	5,835,750
1,281,929	6,723	1,288,652
197,120	12,540	209,660
197,120	12,540	209,660
1,433,624	17,076	1,450,700
946,167	16,408	962,575
487,457	668	488,125
2,658,771	30,361	2,689,132
2,658,771	30,361	2,689,132
5,193,963	15,350	5,209,313
182,402	13,000	195,402
1,886,203	2,350	1,888,553
4,791,054	46,190	4,837,244
455,372	388	455,760
984,536	1,281	985,817
1,543,720	16,547	1,560,267
1,076,711	27,974	1,104,685
1,834,050	14,773	1,848,823
0	14,773	14,773
35,604	2,594	38,198

款	項
	1 積立金
歲 出 合 計	

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
35,604	2,594	38,198
51,562,936	520,642	52,083,578

第2表 地方債補正

1 変更

起債の目的	補正前の限度額	補正後の限度額
児童福祉総務事業費	19,100 <small>千円</small>	20,500 <small>千円</small>
民間保育所整備事業費	44,100	58,400
観光施設整備事業費	85,900	101,500
河川整備事業費	70,000	83,000
社会教育施設整備事業費	544,100	555,200
単独災害復旧事業費	372,100	386,800
計	4,641,000	4,711,100

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
14 国庫支出金	8,451,297	58,210	8,509,507
15 県支出金	3,220,278	316,599	3,536,877
17 寄附金	460,200	4,068	464,268
18 繰入金	1,633,931	53,700	1,687,631
19 繰越金	516,108	6,869	522,977
20 諸収入	2,380,300	11,096	2,391,396
21 市債	4,641,000	70,100	4,711,100
歳入合計	51,562,936	520,642	52,083,578

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計
1 議会費	273,327	165	273,492
2 総務費	5,944,391	20,000	5,964,391
3 民生費	16,929,369	354,870	17,284,239
4 衛生費	5,829,027	6,723	5,835,750
5 労働費	197,120	12,540	209,660
6 農林水産業費	1,433,624	17,076	1,450,700
7 商工費	2,658,771	30,361	2,689,132
8 土木費	5,193,963	15,350	5,209,313
10 教育費	4,791,054	46,190	4,837,244
11 災害復旧費	1,834,050	14,773	1,848,823
13 諸支出金	35,604	2,594	38,198
歳出合計	51,562,936	520,642	52,083,578

(単位：千円)

補 正 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一般財源
国県支出金	地 方 債	そ の 他	
			165
			20,000
362,002	15,700	18	△22,850
			6,723
			12,540
8,794		3,700	4,582
2,671	15,600		12,090
990	13,000	175	1,185
352	11,100	1,281	33,457
	14,700		73
		2,594	0
374,809	70,100	7,768	67,965

2 歳 入

(款) 14 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

款 項 目	補正前の額	補正額	計
14 国庫支出金	8,451,297	58,210	8,509,507
2 国庫補助金	3,029,384	58,210	3,087,594
3 民生費国庫補助金	506,973	57,858	564,831
10 教育費国庫補助金	33,238	352	33,590
15 県支出金	3,220,278	316,599	3,536,877
2 県補助金	952,575	316,548	1,269,123
3 民生費県補助金	532,117	304,144	836,261
6 農林水産業費県補助金	287,085	11,414	298,499
8 土木費県補助金	10,343	990	11,333
3 委託金	253,027	51	253,078
6 農林水産業費委託金	1,295	51	1,346
17 寄附金	460,200	4,068	464,268
1 寄附金	460,200	4,068	464,268
3 民生費寄附金	0	18	18

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
23 ひとり親家庭福祉費補助金	814	母子家庭自立支援事業補助金 814
25 民間保育所費補助金	57,044	民間保育所等整備交付金 $\Delta 49,818$ 就学前教育・保育施設整備交付金 106,862
2 事務局費補助金	352	学校安全特別対策事業費補助金 352
4 老人福祉費補助金	274,095	地域医療介護総合確保基金補助金 274,095
25 民間保育所費補助金	$\Delta 30,692$	認定こども園施設整備事業補助金 $\Delta 30,692$
34 子育て世帯生活支援特別給付金給付費補助金	16,882	子育て世帯生活支援特別給付金給付事業（低所得世帯分）事業費補助金 15,000 子育て世帯生活支援特別給付金給付事業（低所得世帯分）事務費補助金 1,882
35 価格高騰特別対策支援事業補助金	43,859	価格高騰特別対策支援事業事務費補助金 3,859 価格高騰特別対策支援事業事業費補助金 40,000
4 農業振興費補助金	11,857	産地生産基盤パワーアップ事業補助金 9,150 みどりの食料システム戦略推進交付金 2,707
22 林業振興費補助金	$\Delta 443$	みんなで支える里山整備事業交付金 $\Delta 1,057$ 森林づくり推進支援金 $\Delta 4,725$ 市町村森林整備支援事業補助金 5,339
43 街路事業費補助金	990	まちなかの緑地保全補助事業補助金 990
7 農地費委託金	51	地すべり防止施設等管理業務委託金 51
24 発達支援センター費寄附金	18	療育事業寄附金 18

(款) 17 寄附金
(項) 1 寄附金

款 項 目		補正前の額	補正額	計
17	1 3			
	8 土木費寄附金	0	1,050	1,050
	10 教育費寄附金	3,000	3,000	6,000
18	繰入金	1,633,931	53,700	1,687,631
	2 基金繰入金	1,584,325	53,700	1,638,025
	1 基金繰入金	1,584,325	53,700	1,638,025
19	繰越金	516,108	6,869	522,977
	1 繰越金	516,108	6,869	522,977
	1 繰越金	516,108	6,869	522,977
20	諸収入	2,380,300	11,096	2,391,396
	5 雑入	553,859	11,096	564,955
	1 雑入	553,859	11,096	564,955
21	市債	4,641,000	70,100	4,711,100
	1 市債	4,641,000	70,100	4,711,100
	3 民生債	268,900	15,700	284,600
	7 商工債	102,500	15,600	118,100
	8 土木債	1,278,200	13,000	1,291,200
	10 教育債	733,200	11,100	744,300
	11 災害復旧債	836,300	14,700	851,000

(単位：千円)

節		金額	説明	
区分				
			杏林歯科医院から	18
45 公園事業費寄附金	50		公園整備事業寄附金 尾関正明氏から	50 50
46 動物園管理費寄附金	1,000		動物園管理費寄附金 匿名者から	1,000 1,000
21 小学校管理費寄附金	3,000		小学校寄附金 匿名者から	3,000 3,000
1 財政調整基金繰入金	50,000		財政調整基金繰入金	50,000
2 特定目的基金繰入金	3,700		森林経営管理基金繰入金	3,700
1 純繰越金	6,869		純繰越金	6,869
2 総務費雑入	11,096		県市町村振興協会市町村交付金	11,096
21 児童福祉総務事業債	1,400		社会福祉施設整備事業債	1,400
25 民間保育所整備事業債	14,300		社会福祉施設整備事業債 一般補助施設整備等事業債	△2,000 16,300
4 観光施設整備事業債	15,600		過疎対策事業債 公共施設等適正管理推進事業債	12,100 3,500
33 河川改修事業債	13,000		緊急自然災害防止対策事業債	13,000
56 美術博物館整備事業債	11,100		公共施設等適正管理推進事業債	11,100
21 公共土木施設災害復旧債	14,700		過年発生単独災害復旧事業債	14,700

款 項 目	補正前の額	補正額	計
歳 入 合 計	51,562,936	520,642	52,083,578

3 歳 出

(款) 1 議会費
(項) 1 議会費

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 議会費	273,327	165	273,492				165
1 議会費	273,327	165	273,492				165
1 議会費	273,327	165	273,492				165
1 議会費							165
2 総務費	5,944,391	20,000	5,964,391				20,000
2 徴税費	480,609	20,000	500,609				20,000
3 徴収費	64,146	20,000	84,146				20,000
3 徴収費							20,000
3 民生費	16,929,369	354,870	17,284,239	362,002	15,700	18	△22,850
1 社会福祉費	8,285,844	290,691	8,576,535	317,954			△27,263
1 社会福祉総務費	487,033	14,922	501,955				14,922
1 社会福祉総務費							14,922
4 老人福祉費	2,495,738	275,395	2,771,133	274,095			1,300
4 老人福祉費							1,300
4 老人福祉費				274,095			0
4 老人福祉費				(県)地域医療介護総合確保基金補助金		274,095	
9 重層的支援体制整備事業費	554,089	374	554,463				374
9 重層的支援体制整備事業費							374

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
13 使用料及び賃借料	165	10議会費 165 01議会一般経費 165 13 使用料及び賃借料 165 ソフトウェア等使用料 165
22 償還金利子及び割引料	20,000	10徴收費 20,000 03市税還付金 20,000 22 償還金利子及び割引料 20,000 還付金 20,000
18 負担金補助及び交付金	14,922	22社会福祉施設等支援事業費 14,922 01社会福祉施設等原油価格等物価高騰対策支援事業費 14,922 18 負担金補助及び交付金 14,922 社会福祉施設等原油価格等物価高騰対策支援事業補助金 14,922
14 工事請負費	1,300	10老人福祉一般経費 275,395 01老人福祉一般経費 1,300 14 工事請負費 1,300 施設改修工事費 1,300
18 負担金補助及び交付金	274,095	21地域医療介護総合確保基金補助事業費 274,095 18 負担金補助及び交付金 274,095 施設開設準備経費補助金 61,560 介護保険施設整備事業補助金 212,535
12 委託料	344	13地域づくりに向けた支援事業費 374 02地域子育て支援拠点事業費 374
14 工事請負費	30	12 委託料 344 害虫駆除防除業務委託料 344 14 工事請負費 30 施設整備工事費 30

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	
						特定財源				
						国県支出金	地方債	その他		
3	1	12 原油価格・物価高騰対策支援事業費	366,615	0	366,615	43,859			△43,859	
						617			△617	
						(県)価格高騰特別対策支援事業事務費補助金	617			
						43,242			△43,242	
							(県)価格高騰特別対策支援事業事務費補助金	3,242		
							(県)価格高騰特別対策支援事業事務費補助金	40,000		
	2	児童福祉費	7,601,626	64,179	7,665,805	44,048	15,700	18	4,413	
		1	児童福祉総務費	119,162	1,838	121,000		1,400		438
							1,400		438	
							(市)社会福祉施設整備事業債	1,400		
		3	ひとり親家庭福祉費	401,120	1,086	402,206	814			272
						814			272	
						(国)母子家庭自立支援事業補助金	814			
	4	発達支援センター費	195,342	18	195,360			18	0	
								18	0	
						(寄)療育事業寄附金	18			
	5	民間保育所費	3,172,779	44,355	3,217,134	26,352	14,300		3,703	
					26,352	14,300		3,703		
					(国)民間保育所等整備交付金			△49,818		
					(国)就学前教育・保育施設整備交付金			106,862		
					(県)認定こども園施設整備事業補助金			△30,692		
					(市)社会福祉施設整備事業債			△2,000		
					(市)一般補助施設整備等事業債			16,300		
	13	子育て世帯生活支援特別給付金給付費	111,561	16,882	128,443	16,882			0	
					491			0		

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
		01人件費 03会計年度任用職員人件費 財源内訳補正 10原油価格・物価高騰対策生活応援給付金給付事業費 01原油価格・物価高騰対策生活応援給付金給付事業費 財源内訳補正
18 負担金補助及び交付金	1,838	10児童福祉一般経費 1,838 01児童福祉一般経費 1,838 18 負担金補助及び交付金 1,838 社会福祉施設整備事業補助金 1,838
18 負担金補助及び交付金	1,086	10ひとり親家庭福祉一般経費 1,086 03母子家庭自立支援給付事業費 1,086 18 負担金補助及び交付金 1,086 母子家庭高等技能訓練費給付金 1,086
10 需用費	18	11発達支援センター事業費 18 01発達支援センター事業費 18 10 需用費 18 消耗品費 18
18 負担金補助及び交付金	44,355	13民間保育所等施設整備事業費 44,355 01民間保育所等施設整備事業費 44,355 18 負担金補助及び交付金 44,355 民間保育所施設整備事業補助金（増改築事業） 44,355
1 報酬	407	01人件費 491 03会計年度任用職員人件費 491
4 共済費	71	1 報酬 407 報酬（パートタイム） 407

(款) 3 民生費

(項) 2 児童福祉費

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
3 2 13				(県)子育て世帯生活支援特別給付金給付事業(低所得世帯分)事務費補助金 491			
				16,391			0
				(県)子育て世帯生活支援特別給付金給付事業(低所得世帯分)事業費補助金 15,000			
				(県)子育て世帯生活支援特別給付金給付事業(低所得世帯分)事務費補助金 1,391			
4 衛生費	5,829,027	6,723	5,835,750				6,723
2 清掃費	1,281,929	6,723	1,288,652				6,723
1 清掃総務費	292,037	6,723	298,760				6,723
							6,723
5 労働費	197,120	12,540	209,660				12,540
1 労働諸費	197,120	12,540	209,660				12,540
2 労働福祉施設費	25,706	12,540	38,246				12,540
							12,540
6 農林水産業費	1,433,624	17,076	1,450,700	8,794		3,700	4,582
1 農業費	946,167	16,408	962,575	11,908			4,500
4 農業振興費	125,287	16,357	141,644	11,857			4,500
				2,707			1,000
				(県)みどりの食料システム戦略推進交付金 2,707		2,707	

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
8 旅費	13	4 共済費	71
		市町村共済負担金	28
10 需用費	150	社会保険料	41
		雇用保険料	2
11 役務費	911	8 旅費	13
		費用弁償（パートタイム）	13
12 委託料	330	13子育て世帯生活支援特別給付金給付事業費（低所得世帯分）	16,391
18 負担金補助及び交付金	15,000	01子育て世帯生活支援特別給付金給付事業費（低所得世帯分）	16,391
		10 需用費	150
		消耗品費	100
		印刷製本費	50
		11 役務費	911
		通信運搬費	883
		手数料	28
		12 委託料	330
		通知印刷封入業務委託料	330
		18 負担金補助及び交付金	15,000
		子育て世帯生活支援特別給付金	15,000
18 負担金補助及び交付金	6,723	10リサイクル推進費	6,723
		01ごみ減量対策費	6,723
		18 負担金補助及び交付金	6,723
		指定ごみ袋原油価格高騰対策支援事業補助金	6,723
14 工事請負費	12,540	10勤労者福祉センター管理費	12,540
		01勤労者福祉センター管理費	12,540
		14 工事請負費	12,540
		施設改修工事費	12,540
8 旅費	32	25持続的農業推進事業費	3,707
		01人と環境にやさしい農業推進事業費	3,707
10 需用費	△36	8 旅費	32
		普通旅費	32
12 委託料	3,711	10 需用費	△36
		消耗品費	35
		印刷製本費	△71

(款) 6 農林水産業費
(項) 1 農業費

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
6 1 4				9,150			0
				(県)産地生産基盤パワーアップ事業補助金			9,150
							3,500
7 農地費	429,590	51	429,641	51			0
				51			0
				(県)地すべり防止施設等管理業務委託金			51
2 林業費	487,457	668	488,125	△3,114		3,700	82
2 林業振興費	407,016	668	407,684	△1,989		2,400	257
				△1,989		2,400	257
				(県)みんなで支える里山整備事業交付金			△1,057
				(県)森林づくり推進支援金			△3,600
				(県)市町村森林整備支援事業補助金			2,668
				(繰)森林経営管理基金繰入金			2,400
3 森林公園費	13,814	0	13,814	△1,125		1,300	△175
				△1,125		1,300	△175
				(県)森林づくり推進支援金			△1,125
				(繰)森林経営管理基金繰入金			1,300
7 商工費	2,658,771	30,361	2,689,132	2,671	15,600		12,090
1 商工費	2,658,771	30,361	2,689,132	2,671	15,600		12,090
3 金融対策費	1,522,713	11,161	1,533,874				11,161
							11,161

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
18 負担金補助及び交付金	12,650	12 委託料	3,711
		未利用資源活用業務委託料	3,670
		研修業務委託料	30
		土壌分析業務委託料	11
		40強い園芸産地育成事業費	12,650
		01果樹・野菜等振興事業費	9,150
		18 負担金補助及び交付金	9,150
		産地生産基盤パワーアップ事業補助金	9,150
		02市田柿振興事業費	3,500
		18 負担金補助及び交付金	3,500
		加工設備導入補助金	3,500
10 需用費	1	10土地改良一般経費	51
		03地すべり防止施設管理費	51
12 委託料	50	10 需用費	1
		消耗品費	1
		12 委託料	50
		地すべり防止施設等管理業務委託料	50
12 委託料	668	11森林造成事業費	668
		06森林担い手育成推進支援事業費	668
		12 委託料	668
		森林整備事業委託料	△143
		立木伐採業務委託料	811
		10森林公園一般経費	
		01森林公園一般経費	
		財源内訳補正	
22 償還金利子及び割引料	11,161	11融資事業費	11,161
		01中小企業金融対策事業費	11,161
		22 償還金利子及び割引料	11,161

(款) 7 商工費
(項) 1 商工費

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				
				特 定 財 源			一般財源	
				国県支出金	地 方 債	そ の 他		
7 1 3								
4 観光費	430,332	19,200	449,532	2,671	15,600		929	
				340			△83	
				(県)市町村森林整備支援事業補助金			340	
				738			83	
				(県)市町村森林整備支援事業補助金			738	
				1,593			436	
				(県)市町村森林整備支援事業補助金			1,593	
					15,600		493	
				(市)過疎対策事業債			12,100	
				(市)公共施設等適正管理推進事業債			3,500	
8 土木費	5,193,963	15,350	5,209,313	990	13,000	175	1,185	
3 河川費	182,402	13,000	195,402		13,000		0	
3 河川改修費	113,361	13,000	126,361		13,000		0	
					13,000		0	
				(市)緊急自然災害防止対策事業債			13,000	
4 都市計画費	1,886,203	2,350	1,888,553	990		175	1,185	
3 街路事業費	68,358	1,980	70,338	990			990	
				990			990	
				(県)まちなかの緑地保全補助事業補助金			990	
5 公園費	200,056	245	200,301			50	195	
						50	195	
				(寄)公園整備事業寄附金			50	

(単位：千円)

節		説 明	額
区 分	金 額		
		返還金	11,161
12 委託料	15,207	10観光事業費	257
		01観光施設管理費	257
14 工事請負費	3,993	12 委託料	257
		森林整備業務委託料	257
		14天龍峡まちづくり支援事業費	821
		06天龍峡活性化事業費	821
		12 委託料	821
		森林整備業務委託料	821
		20遠山郷観光振興費	18,122
		02上村観光施設管理費	2,029
		12 委託料	2,029
		施設管理業務委託料	2,029
		08道の駅遠山郷施設管理費	16,093
		12 委託料	12,100
		観光施設設計業務委託料	12,100
		14 工事請負費	3,993
		観光施設改修工事費	3,993
12 委託料	500	12河川改修事業費（単独）	13,000
		02河川自然災害防止事業費	13,000
14 工事請負費	12,500	12 委託料	500
		河川自然災害防止事業測量等委託料	500
		14 工事請負費	12,500
		河川自然災害防止工事費	12,500
12 委託料	1,980	11街路事業費（補助）	1,980
		02街路事業費（補助）	1,980
		12 委託料	1,980
		樹木整枝業務等委託料	1,980
10 需用費	50	14飯田子どもの森公園維持管理費	245
		01飯田子どもの森公園維持管理費	245
14 工事請負費	195	10 需用費	50
		消耗品費	50
		14 工事請負費	195
		公園施設改修工事費	195

(款) 8 土木費
(項) 4 都市計画費

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
						特定財源			一般財源
						国県支出金	地方債	その他	
8	4	6 動物園管理費	53,302	125	53,427			125	0
								125	0
						(寄)動物園管理費寄附金		125	
10		教育費	4,791,054	46,190	4,837,244	352	11,100	1,281	33,457
	1	教育総務費	455,372	388	455,760	352			36
	2	事務局費	437,556	388	437,944	352			36
						352			36
						(国)学校安全特別対策事業費補助金		352	
	2	小学校費	984,536	1,281	985,817			1,281	0
	2	小学校教育振興費	462,769	1,281	464,050			1,281	0
								1,281	0
						(寄)小学校寄附金		1,281	
	5	社会教育費	1,543,720	16,547	1,560,267		11,100		5,447
	3	文化財保護費	102,171	410	102,581				410
									410
	6	美術博物館費	305,611	12,430	318,041		11,100		1,330
							11,100		1,330
						(市)公共施設等適正管理推進事業債		11,100	
	7	文化会館費	284,228	3,707	287,935				3,707
									3,707
	6	保健体育費	1,076,711	27,974	1,104,685				27,974

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
10 需用費	125	10動物園管理費 01動物園管理費 10 需用費 飼料費	125 125 125 125
17 備品購入費	388	14スクールバス運行事業費 01スクールバス運行事業費 17 備品購入費 事務用備品購入費	388 388 388 388
10 需用費	254	10小学校教育振興一般経費 01小学校教育振興事業費 10 需用費 消耗品費 印刷製本費	1,281 1,281 254 163 91
12 委託料	286	12 委託料 学校用品製作業務委託料	286 286
17 備品購入費	741	17 備品購入費 事業用備品購入費	741 741
10 需用費	410	10文化財保護費 01文化財管理事業費 10 需用費 修繕料	410 410 410 410
14 工事請負費	12,430	10美術博物館管理費 01美術博物館管理費 14 工事請負費 施設改修工事費	12,430 12,430 12,430 12,430
14 工事請負費	3,707	10文化会館管理費 03文化会館施設整備事業費 14 工事請負費 施設改修工事費	3,707 3,707 3,707 3,707

(款) 10 教育費
(項) 6 保健体育費

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
10 6 4 学校給食費	457,462	27,974	485,436				27,974
							27,974
11 災害復旧費	1,834,050	14,773	1,848,823		14,700		73
4 観光施設災害復旧費	0	14,773	14,773		14,700		73
1 観光施設災害復旧費	0	14,773	14,773		14,700		73
					14,700		73
				(市)過年発生単独災害復旧事業債		14,700	
13 諸支出金	35,604	2,594	38,198			2,594	0
1 積立金	35,604	2,594	38,198			2,594	0
1 積立金	35,604	2,594	38,198			2,594	0
						2,594	0
				(寄)動物園管理費寄附金		875	
				(寄)小学校寄附金		1,719	
歳 出 合 計	51,562,936	520,642	52,083,578	374,809	70,100	7,768	67,965

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
18 負担金補助及び交付金	27,974	10学校給食一般経費 27,974 01学校給食一般経費 27,974 18 負担金補助及び交付金 27,974 学校給食物価高騰対策支援事業補助金 27,974
14 工事請負費	14,773	10観光施設単独災害復旧費 14,773 01観光施設単独災害復旧費 14,773 14 工事請負費 14,773 災害復旧工事費 14,773
24 積立金	2,594	13ふるさと基金積立金 2,594 01ふるさと基金積立金 2,594 24 積立金 2,594 新規積立金 2,594

附表1

補正予算給与費明細書

2 一般職

(1) 総括

ウ 会計年度任用職員

()内はパートタイム会計年度任用職員(外数)

(単位：千円)

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共済費等	合 計
		報酬	給 料	職員手当	計		
補正後	125 (718)	1,246,847	251,068	224,250	1,722,165	274,137	1,996,302
補正前	125 (717)	1,246,440	251,068	224,250	1,721,758	274,066	1,995,824
比 較	0 (1)	407	0	0	407	71	478

附表2

地方債の令和3年度末における
令和5年度末における現在高の

区 分	令和4年度末現在高			令和5年度中	
	補正前の額	補 正 額	補正後の額	繰越明許分	補正前の額
	千円	千円	千円	千円	千円
1. 普 通 債	20,772,723	△ 1,278,589	19,494,134	640,900	3,594,700
(1) 総 務	3,836,824	△ 172,299	3,664,525	126,500	637,000
(2) 民 生	1,438,018	△ 142,999	1,295,019	7,400	268,900
(3) 衛 生	710,907	△ 4,801	706,106		173,900
(4) 労 働	58,200	0	58,200		
(5) 農 林	1,173,641	△ 79,500	1,094,141	60,500	278,200
(6) 商 工	723,339	△ 240,200	483,139	1,200	102,500
(7) 土 木	6,235,486	△ 421,399	5,814,087	404,000	1,164,100
(8) 公 営 住 宅	652,531	△ 57,290	595,241	10,000	114,100
(9) 消 防	1,380,216	△ 12,301	1,367,915		122,800
(10) 教 育	4,563,561	△ 147,800	4,415,761	31,300	733,200
2. 災 害 復 旧 債	1,146,585	△ 34,199	1,112,386	21,500	836,300
(1) 補 助	383,954	△ 30,300	353,654	21,500	464,200
(2) 単 独	762,631	△ 3,899	758,732		372,100
3. そ の 他	18,181,348	△ 4,177	18,177,171		210,000
(1) 減 税 補 て ん 債	85,486	△ 1	85,485		
(2) 臨 時 財 政 対 策 債	17,966,362	△ 4,176	17,962,186		210,000
(3) 減 収 補 て ん 債	129,500	0	129,500		
合 計	40,100,656	△ 1,316,965	38,783,691	662,400	4,641,000

現在高並びに令和4年度末及び
見込みに関する調書補正

増減見込み			令和5年度末現在高見込額		
起債見込額					
補正額	補正後の額	計	補正前の額	補正額	補正後の額
千円	千円	千円	千円	千円	千円
55,400	3,650,100	4,291,000	21,282,195	△ 582,289	20,699,906
	637,000	763,500	3,576,474	△ 45,799	3,530,675
15,700	284,600	292,000	1,505,258	△ 119,899	1,385,359
	173,900	173,900	841,837	△ 4,801	837,036
			49,886		49,886
	278,200	338,700	1,263,945	△ 19,000	1,244,945
15,600	118,100	119,300	741,607	△ 223,400	518,207
13,000	1,177,100	1,581,100	6,689,908	△ 4,399	6,685,509
	114,100	124,100	645,747	△ 47,290	598,457
	122,800	122,800	1,360,418	△ 12,301	1,348,117
11,100	744,300	775,600	4,607,115	△ 105,400	4,501,715
14,700	851,000	872,500	1,911,033	2,001	1,913,034
	464,200	485,700	831,676	△ 8,800	822,876
14,700	386,800	386,800	1,079,357	10,801	1,090,158
	210,000	210,000	16,661,344	△ 4,177	16,657,167
			46,225	△ 1	46,224
	210,000	210,000	16,485,619	△ 4,176	16,481,443
			129,500		129,500
70,100	4,711,100	5,373,500	39,854,572	△ 584,465	39,270,107

令和5年度飯田市介護保険特別会計補正予算（第1号）案

令和5年度飯田市の介護保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ240,829千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12,657,729千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年8月30日提出

飯田市長 佐藤 健

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項
8 繰越金	1 繰越金
歳入合計	

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
30,000	240,829	270,829
30,000	240,829	270,829
12,416,900	240,829	12,657,729

歳 出

款	項
8 諸支出金	
	1 還付金及び償還金
歳 出 合 計	

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
78,831	240,829	319,660
34,100	240,829	274,929
12,416,900	240,829	12,657,729

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
8 繰越金	30,000	240,829	270,829
歳入合計	12,416,900	240,829	12,657,729

(歳出)

款	補正前の額	補 正 額	計
8 諸支出金	78,831	240,829	319,660
歳 出 合 計	12,416,900	240,829	12,657,729

(単位：千円)

補 正 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一般財源
国県支出金	地 方 債	そ の 他	
			240,829
			240,829

2 歳 入

(款) 8 繰越金

(項) 1 繰越金

款 項 目	補正前の額	補正額	計
8 繰越金	30,000	240,829	270,829
1 繰越金	30,000	240,829	270,829
1 繰越金	30,000	240,829	270,829
歳 入 合 計	12,416,900	240,829	12,657,729

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
2 純繰越金	240,829	純繰越金 240,829

3 歳 出

(款) 8 諸支出金

(項) 1 還付金及び償還金

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
8 諸支出金	78,831	240,829	319,660				240,829
1 還付金及び償還金	34,100	240,829	274,929				240,829
2 償還金	30,100	240,829	270,929				240,829
							240,829
歳 出 合 計	12,416,900	240,829	12,657,729				240,829

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
22 償還金利子及び割引料	240,829	10償還金 240,829 01償還金 240,829 22 償還金利子及び割引料 240,829 返還金 240,829

議案第81号

令和4年度飯田市一般会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和4年度飯田市一般会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和5年8月30日提出

飯田市長 佐藤 健

議案第82号

令和4年度飯田市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和4年度飯田市国民健康保険特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和5年8月30日提出

飯田市長 佐藤 健

議案第83号

令和4年度飯田市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和4年度飯田市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和5年8月30日提出

飯田市長 佐藤 健

議案第84号

令和4年度飯田市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和4年度飯田市介護保険特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和5年8月30日提出

飯田市長 佐藤 健

議案第85号

令和4年度飯田市地方卸売市場事業特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和4年度飯田市地方卸売市場事業特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和5年8月30日提出

飯田市長 佐藤 健

議案第86号

令和4年度飯田市駐車場事業特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和4年度飯田市駐車場事業特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和5年8月30日提出

飯田市長 佐藤 健

議案第87号

令和4年度飯田市墓地事業特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和4年度飯田市墓地事業特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和5年8月30日提出

飯田市長 佐藤 健

議案第88号

令和4年度飯田市介護老人保健施設事業特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和4年度飯田市介護老人保健施設事業特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和5年8月30日提出

飯田市長 佐藤 健

議案第89号

令和4年度飯田市ケーブルテレビ放送事業特別会計歳入歳出決算
認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和4年度飯田市ケーブルテレビ放送事業特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和5年8月30日提出

飯田市長 佐藤 健

議案第90号

令和4年度飯田市病院事業決算認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、令和4年度飯田市病院事業決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和5年8月30日提出

飯田市長 佐藤 健

議案第91号

令和4年度飯田市水道事業決算認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、令和4年度飯田市水道事業決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和5年8月30日提出

飯田市長 佐藤 健

議案第92号

令和4年度飯田市下水道事業決算認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、令和4年度飯田市下水道事業決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和5年8月30日提出

飯田市長 佐藤 健

議案第93号

令和4年度飯田市各財産区会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和4年度飯田市各財産区会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和5年8月30日提出

飯田市長 佐藤 健